

平成25年 8月19日

成年後見制度における報酬助成の

アンケート結果分析並びに自由記載欄まとめ

(公社) 成年後見センター・リーガルサポート東京支部
支部長 川口 純一

1. はじめに

成年後見制度利用の必要な人がいつでも誰でも利用できるように、また、成年後見制度の健全な発展のために、成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度の拡充が必要と考え、平成24年4月から5月にかけてアンケートを実施いたしました。その具体的趣旨等、現状の考察及びアンケート結果の分析並びにご回答いただいた理由や意見の自由記載欄のまとめを示させていただきます。

2. 何故報酬助成制度の導入・拡充が必要か

(1) 認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方々の権利擁護には、成年後見制度の利用が必要

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方々が、介護・障害等各種福祉サービスなどの契約の締結や種々の申請行為、日常の収入・支出の管理、悪質な消費者契約に対する対応等につき、自らこれらの事ができなくなった時、又は一人ではできなくなった時には、成年後見制度を利用し、成年後見人等がそれらに対応することが有用と考えます。

そして、成年後見人等の対応の中には、借金苦による生活破綻や生活苦等による家族内の虐待、悪質商法による消費者被害などの問題が少なからずあり、これらを解決するためには、親族ではなく、法律・福祉等に関する知識を有しそれら諸問題に対し解決の経験等を有する専門職後見人の就任が必要な場合が多いと思われます。

また、これら諸問題がない場合でも、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方々が安心して地域で暮らしていけるようにするためには、前述した種々の申請行為や日常の収入・支出の管理を行い、あるいは見守りや助言等を行う、専門職後見人や市民後見人等が必要とされることも多いかと思われます。

以上のことは、高齢者虐待防止法第28条及び障害者虐待防止法第44条

において、「成年後見制度の利用促進」を定め、「成年後見制度の利用に掛かる経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。」と定められていることからもうかがわれます。

(2) 成年後見人等の報酬

前述のとおり、成年後見制度は、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方々には不可欠のものです。そして、成年後見人等が業務を遂行して行くためには、その責任の重大性から、業務の対価たる報酬については必須のものであると、私どもは経験上から考えます。

しかしながら現在の成年後見制度では、成年後見人等の報酬は制度を利用する本人の負担となっているため、経済的に困窮されている方は成年後見人等の報酬を負担できず、そのため、同制度の利用をためらったり、または成年後見人等のなり手を探すのが困難な状況が存在することが容易に想像できます。

(3) 高齢化の進展並びに社会の経済的格差の拡大

現在、我が国はますます高齢化社会へと進展しており、また、経済的格差は拡大している状況です。成年後見制度の利用は必要ではありますが、成年後見人等の報酬を負担できない経済的困窮者が、今後益々増加して行くと考えられます。

そして、経済的に困窮されている方々については、更に借金苦による生活破綻や生活苦等による家族内の虐待などの問題を抱え、これらを解決するために専門職後見人の対応が必要となる場合も、今後益々増加して行くと考えられます。

3. 我が国の成年後見制度利用における困窮者対策

(1) 成年後見制度利用支援事業等の利用推進

国及び行政は、成年後見制度を同制度の利用が必要な高齢者や障害者があまねく利用できる制度とするために、また、その健全な発展・維持に寄与する観点から、必要な施策を講ずる責務があると考えます。

この施策の一つとしては、厚生労働省の実施する成年後見制度利用支援事業（以下、「支援事業」と言う。）が、すべての自治体で採用され、かつ、十分に活用されることが挙げられますが、しかし、後述の通り、同事業の利用は現状では甚だ不十分と考えられます。

なお、東京都には支援事業を補完する事業として、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業（以下、「あんしん事業」と言う。）がありますが、これを含めても利用状況は不十分と考えられます。

(2) 社会福祉協議会等による法人後見、市民後見人の活用

セーフティネットとして、社会福祉協議会等による法人後見、市民後見人の活用が叫ばれており、両者とも今後非常に重要な存在になっていくと思われます。特に、市民後見人はその定義、制度設計によっては成年後見制度上非常に大事な社会資源となっていくと考えられます。

ただ、現状ではその費用対効果の点からいうと問題が多いのも事実ですし、中には、市民後見を社会貢献としてではなく、ビジネスチャンスとしてとらえている方もおります。今後の健全な市民後見人の発展を支えていくのも専門職後見人の役割であると考えています。

4. 現状の考察

家庭裁判所による成年後見人等の選任において、第三者後見人の選任割合も増加し平成24年には51.5%に至っています。しかし、制度の普及に伴い生活困窮者の利用も増加しており、このような案件に第三者後見人が就任する場合、その報酬が見込めない中で必死に業務を行っているケースが増加しています。

(1) 公益信託成年後見助成基金の現状

リーガルサポートでは、行政で報酬助成の体制が整うまでの民間でのつなぎという位置づけで、全国の司法書士や様々な方々の協力を得て設定した「公益信託 成年後見助成基金」があります。司法書士・社会福祉士・弁護士等の成年後見制度の利用にかかる報酬の全部または一部が助成されていますが、年々申請が激増し、平成24年には申請者数は303名、給付額は3千万円を突破し、今や基金の不足が深刻な状態にあります。

(2) 利用できない成年後見制度利用支援事業等

一方、前述の支援事業やあんしん事業では、報酬の負担が困難な利用者のために報酬助成制度が設けられており、各自治体にその利用を呼びかけています。

また、支援事業では、当初は助成対象を区市町村長申立事案に限定しておりましたが、しかし、平成20年にこれを撤廃し、親族申立や本人申立にも助成対象を拡充し各自治体に事務連絡により運用改善を呼びかけました。あんしん事業も同様の取扱です。

しかし、アンケート結果の分析による現状は、この制度を未だ導入していない自治体も多く、又導入していても要綱において対象を区市町村長申立に限定する、自治体居住者に限定する、生活保護を要件とする等の規定を設け、また、予算を付けない、制度の存在の周知が消極的である等により現実には利用できない、されていないケースが多いと思われます。

従って、生活困窮者の成年後見制度利用は、第三者後見人のボランティア精神に頼るか、あるいは利用を断念しているケースが相当数あるのではないかと考えられます。

今後予想される、超高齢社会、生活保護者の増加に見られる困窮者の増加を考えると、このままでは前記のような事態は一層深刻になり困窮者の人権は切り捨てられ、福祉の崩壊につながりかねない状況と考えます。

5. アンケート結果のまとめ

当支部は、上記の現状認識が的確であるかどうかを知るために、平成24年の4月から5月に、島嶼を除く東京都の53自治体に対して成年後見人の報酬助成に関するアンケートを実施したところ、52自治体から回答を得ることができました。

各自治体からは、様々な部署から様々な回答があり、その集計には時間がかかりましたが、今回ようやく取りまとめることができました。

ここでは、アンケート結果からうかがえる要点を示し、各項目の分析については次の「6. アンケート結果の分析」で示します。

今回のアンケート結果から以下の点を挙げることができます。

- ① 東京都では、既に多くの自治体が報酬助成制度を有していますが、なお4分の1弱の自治体では報酬助成制度を有していませんでした。
- ② 報酬助成制度を有している自治体でも、厚生労働省の事務連絡にかかわらず、その大半が報酬助成の対象を区市町村長申立事案に限定しており、成年後見申立の主流である親族申立・本人申立を対象としていません。
- ③ 報酬助成制度を有している自治体でも、多くの自治体が、予算を付けないか又は僅かしか付けず、また予算の執行についても大幅に未達であるのが現状でした。
- ④ しかし、今回のアンケート実施をきっかけとして報酬助成制度の導入や改善の検討を始めたり加速させる自治体も少なからずあることから、その必要性を訴えてゆくことが、まずは重要であると認識できました。

6. アンケート結果の分析並びに理由・意見欄まとめ

ここでは、アンケート結果の各項目の分析を示します。なお、市民後見人に関するアンケート結果は、(公社)成年後見センター・リーガルサポートのリーガルサポートプレス Vol. 3、2013年3月発行をご参照下さい。

以下、項目右側の(1頁)や(2頁・8頁・20頁・26頁)などの記載は、別紙「成年後見制度利用支援事業の報酬助成(第1部)及び東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等の報酬助成(第2部)に関するアンケート結果」の該当ページを示したものです。

(1) 報酬助成制度の各自治体における実施状況 (1 頁)

報酬助成アンケート結果 1 頁の区市町村全体の報酬助成実施状況より、回答のあった 52 自治体の内、

- ① 報酬助成制度を有していない自治体は 11 ありました。
- ② 何らかの報酬助成制度を有すると回答した自治体は 41 ありました。
- ③ ②の内、厚生労働省の補助事業である支援事業による報酬助成制度を実施している自治体は 18 でありました。
- ④ ②のうち東京都の補助事業であるあんしん事業等により実施している自治体は 27 ありました。なお 4 自治体は双方の制度を利用しています。
- ⑤ 以上より東京都においては、4 分の 3 強の自治体は何らかの報酬助成制度を有しているが、その拠り所は本来の制度であるはずの国の支援事業よりも、むしろ東京都等のあんしん事業等に拠っていました。

◎支援事業における報酬助成アンケートの理由・意見欄まとめ

- ・実施要項を定めていないとする 34 自治体のうち 8 自治体から「24 年度又は 25 年度に要項を定める予定、或いは準備に向け準備中」との意見がありました。
- ・この他、三多摩地区の自治体では、「直接的な助成ではなく、多摩南部成年後見センターの法人後見又は、社会貢献型後見人を利用した間接的な助成を行っている」とのコメントがありました。

◎あんしん事業等における報酬助成アンケートの理由・意見欄まとめ

- ・あんしん事業により実施している理由として、「都からの補助金が活用できるため、或いは報酬助成に限定せずに成年後見制度全般の取り組みを補助対象としているため」とするコメントがありました。
- また、「事業運営について区市町村の裁量に委ねられる部分が大きいため、国の利用支援事業と異なり対象者別になっていないため、当課は高齢者部門でも障害者部門でもないため予算立て・実績報告・補助金請求を一括して行える都の制度は効率的に行える」とのコメントもありました。

(2) 報酬助成の要件

* 区市町村長申立限定 (2 頁・8 頁・20 頁・26 頁)

- ① 支援事業により高齢者について報酬助成を実施している自治体は 16 ありましたが、そのうち 14 自治体が報酬助成の対象を区市町村長申立事案に限定していました。
- ② 支援事業により障害者について報酬助成を実施している自治体は 15 ありましたが、そのうち 13 自治体が報酬助成の対象を区市町村長申立事案に限定していました。
- ③ あんしん事業等により行政が報酬助成を実施している自治体は 24 ありま

したが、そのうち19自治体が報酬助成の対象を区市町村長申立事案に限定していました。

- ④ あんしん事業等により社会福祉協議会が報酬助成を実施している自治体が8ありましたが、これら社協はすべて限定していませんでした。
- ⑤ 厚生労働省は障害部門・高齢部門共に、それまで支援事業の補助対象を区市町村長申立事案に限定していたところ、平成20年に、この限定を外し親族申立・本人申立も対象とする旨、各自治体に事務連絡していますが、前記結果はその効果がほとんど現れていない事を示しています。

◎理由・意見欄まとめ

- ・実施要綱で要件としている自治体では、「予算措置の困難、或いは予算が少ない」とする理由が多数ありました。
- ・また、「当初は国が、首長申立に限定しており、その後通知等で限定をはずされたが、すでに助成を実施していた自治体では、財政の伸びが心配になり、拡大できなかつたまま、現在に至った」との理由。また「今年度、市長申立限定としていた報酬助成単価を下げて、その分対象の拡大を図れないか検討中」との自治体意見もありました。
- ・一方、実施要綱で要件としていない自治体では、「費用負担が困難でも成年後見制度の利用ができるようにするため、また親族申立でも報酬等の支払いが困難な方がいるため」を理由としていました。
- ・実施要綱で要件としている自治体ではあるが、「国が助成をしないと自治体による温度差、バラツキがかなり生じる」との意見もありました。

*厚生労働省の前記「報酬助成の対象は区市町村長申立に限定しない」旨の事務連絡について（3頁・9頁・21頁・27頁）

- ① 大部分の自治体・所管部署において事務連絡を知っていました。
- ② 支援事業を利用している自治体では、知っていても報酬助成実施要綱を改訂していない所がほとんどでした。
- ③ あんしん事業を利用している自治体では、やはり知っていても改訂していない自治体が多いが、その数の半分ほどの自治体は改訂していました。
- ④ あんしん事業を利用している社協は、知っているとは回答した場合のすべてが改訂していました。

◎理由・意見欄まとめ

- ・知っているが、実施要項の改訂は出来ていないと回答した自治体では、「財政的に厳しい、予算増額が見込めないの」とする理由が多くありました。「人員不足」との理由もありました。
- ・「今後、改正予定・検討中」とコメントした自治体もありました。

*生活保護法上の被保護者（4頁・10頁・22頁・28頁）

支援事業・あんしん事業いずれを利用している場合でも、おおむね半数の自治体が要件としていますが、この場合でもすべての自治体で被保護者でなくても報酬助成を受けられると回答していました。

これは被保護者に準ずる者をいずれの自治体でも対象としているためと想像されます。

*自治体に住所があること・住所地特例（5頁・11頁・23頁・29頁）

平均しておよそ半数の自治体が自己の行政区域内に住所があること要件としていますが、その3分の2近くの自治体では住所地特例を設けていました。

しかし、要件としている自治体の3分の1強に住所地特例はありませんでした。

◎理由・意見欄まとめ

- ・自治体に住所があることを報酬助成の要件としている自治体の多くは、「市民に対する助成であるため、或いは区の負担割合が大きいため区民に限定している」との理由が記載されています。
- ・一方、自治体に住所があることを報酬助成の要件としていない自治体では、住所地特例と同様な考え方を取り入れていました。
- ・意見として、「このことについては、各区市町村が勝手に決めることによる弊害があると思われる。統一しなければ、助成対象範囲の広い区市町村へ被後見人を住ませようと、集中して移転する恐れもある。転出を促す区市町村も出るかもしれない。また、成年後見制度の利用件数や助成についてすでにある格差を、一層広げることになる。」との指摘もありました。

*65才未満を対象とするか（6頁・24頁・30頁）

支援事業を利用している高齢部門では16件中11件、あんしん事業を利用している行政では24件中12件、あんしん事業を利用している社協では8件中8件が対象としていました。

◎理由・意見欄まとめ

- ・65歳未満の方を申立て及び報酬助成の対象としている自治体の理由は、「認知症は高齢に起因するケースだけではない、また老人福祉法に65歳未満も準ずる規定があることによる、障害者も対象としているので」との理由の記載がありました。

*専門職の後見人等限定（6頁・12頁・24頁・30頁）

専門職限定は、支援事業を利用している高齢部門で16件中4件、障害部門で15件中2件、あんしん事業を利用している行政で24件中1件、社協で8件中5件という結果でした。

◎理由・意見欄まとめ

- ・限定していない自治体が多数でしたが、理由としては「家庭裁判所での成年

後見人への報酬付与が専門職に限定されていないこと、市民後見人を視野に入れていないこと」などが上げられます。

- ・一方、専門職後見人に限られるとした自治体は、次のような理由・意見でした。

「区長申し立ては困難ケースが集中するため、又は、家裁より専門家の適正に相応しいケースを与えられることから相応な報酬付与審判が下されると判断する等の専門性を重視した」という意見。

「報酬助成の財源がほとんどないので、専門職に限定した」とする意見。

また、「生業として後見業務に携わる専門職に依頼する以上、報酬が確保されているべきという考えが基にある制度なので」とする意見もありました。

***保佐人、補助人も対象となるか（7頁・12頁・25頁・31頁）**

対象となるとの回答がほとんどでしたが、あんしん事業を利用している行政で24件中2件のみ対象とならないとの回答がありました。

◎理由・意見欄まとめ

- ・対象とする理由として、「本人の守るべき権利、抱えている問題の解決を優先しているため」とありました。

***監督人も対象となるか（7頁・13頁・25頁・31頁）**

対象となるとの回答は、支援事業を利用している高齢部門で16件中3件、障害部門で15件中3件、あんしん事業を利用している行政で24件中6件、社協で8件中5件という結果でした。

◎理由・意見欄まとめ

- ・報酬助成の対象とならないとする理由として、「要綱作成時に想定していなかった為、財政事情の問題、監督人は社協または成年後見推進機関に依頼する予定、今後の課題」との記載がありました。
- ・報酬助成の対象となるとする自治体の理由は、「家庭裁判所の判断で監督人が必要となった場合にも対応できるようにしたため、監督人が選任されなければ、後見制度が利用できない場合があるため」とありました。

（3）報酬助成の実績

***成年後見制度利用支援事業（14～15頁）**

厚生労働省の支援事業による報酬助成制度を実施している自治体は18ありましたが、この内の16自治体より報酬助成の実績について回答を得ました。

①報酬助成総件数及び新規件数

報酬助成総件数及び新規件数共に年々増加してはいますが、平成22年度での報酬助成総件数を、1自治体当たり平均で見ると1件程度に過ぎません。

②予算額及び執行額、年度別推移

予算額及び執行額も年々増加はしていますが、平成22年度での1自治体当

たりの平均額は、予算120万円、執行額228,500円です。

そして予算に対する執行額の割合は2割程度で、執行額の少なさと共に執行率の低さが目立ちます。

③平成22年度予算額、金額別件数

同年度の予算額のコ額別件数を見ると半数超が100万円以下です。

④平成22年度執行額、金額別件数

同年度の執行額のコ額別件数を見ると半数がゼロであり、同年度で実際に報酬助成を実施した自治体は8自治体でありました。

***東京都成年後見活用あんしん生活創造事業等（32～33頁）**

東京都のあんしん事業による報酬助成や独自の報酬助成制度を実施している自治体は27ありましたが、これらより報酬助成の実績について回答を得ました。

①報酬助成総件数及び新規件数

報酬助成総件数及び新規件数共に年々増加してはいますが、平成22年度での報酬助成総件数を、1自治体当たり平均で見ると1.7件であり、支援事業による場合を上回るものの、やはり少ないと言えます。

②予算額及び執行額、年度別推移

予算額及び執行額も年々増加はしていますが、平成22年度での1自治体当たりの平均額は、予算1,422,400円、執行額294,700円です。予算に対する執行額の割合は、支援事業と同様に2割程度である。

③平成22年度予算額、金額別件数

同年度の予算額のコ額別件数を見ると半数超が100万円以下であり、支援事業と同様の傾向です。

④平成22年度執行額、金額別件数

同年度の執行額のコ額別件数を見ると半数超がゼロであり、同年度で実際に報酬助成を実施した自治体は12自治体でありました。

（4）経済的困窮者の成年後見制度利用についての考え（16頁）

様々な回答を頂きましたが、個別回答としては「国がすべて費用を負担すべきである」が最も多く、次いでその他の中で「報酬助成制度の充実や市民後見人の養成等の体制整備が必要」との趣旨の意見が目立ちました。

◎自由記載欄（記載事項をそのまま記載）

- ・今後右肩上がりで増加が見込まれる事に不安や本当に必要か疑問に感じる。
- ・経済的困窮者の相談の中で、病院の支払いや介護保険サービスの契約等が成立しないために「身上監護」を必要とする高齢者の事例が増えている。このような現状を踏まえて、国は、高齢者の権利擁護の観点から、後見人報酬助成を制度化すべきではないかと考えている。

- ・成年後見制度利用支援事業対象者（経済的困窮者）の条件の提示（目安）を希望。
- ・生活保護法の被保護者の報酬は生活保護費で支給するのが妥当ではないか。生活保護法の被保護者については上記のほかに公後見（ケースワーカーが後見人の役割の一部を果たす）のような”しくみ”を考えられないか。
- ・経済的理由により利用の適否を判断できるものではないのではないか。金銭的負担を誰がどのようにすべきかの検討を要す。
- ・理想としては、能力が不十分な方にはすべてアドボケイトが必要だが、資力のない方は、施設入所や金銭管理など差し迫った事情がない限り、申立に結びつかないのが現実。助成制度ではカバーしきれないと思う。
- ・H23年度に当市で実施した高齢者、障害者生活実態調査では、成年後見制度の認知度が平均して20%弱で、推進機関については約13%であった。このように低い認知度の中、報酬助成制度を設けても活用されるか危惧するところである。

（5）区市町村長申立（17～18頁、34～36頁）

*申立件数の推移

申立件数は年々増加しており、平成22年は平成18年の3倍近くまで増加しました。

*親族調査の親等数

6割以上の自治体が2親等までと回答しました。

*審判申立までに要する月数

利用支援事業とあんしん事業との回答を合算すると、3ヶ月超6ヶ月以下が14件、2ヶ月超3ヶ月以下が18件、1ヶ月超2ヶ月以下が12件、1ヶ月以下が2件でした。

*申立を円滑に進めるに当たっての障害理由

ほとんどの回答で「親族有無調査」が上げられており、次いで「親族の申立の意思確認」が多くありました。

◎御庁の区市町村長申立て手続きの改善・向上のため、得たい情報（記載事項をそのまま記載）

- ・家裁が手続きの運用を変更した場合の情報を速やかに情報提供していただきたい。
- ・後見人として受けやすいケース、受けにくいケース例など。
- ・虐待ケースの場合でも受任してもらえる候補者情報。
- ・後見人の選任について（被後見人の抱えている課題により、どのような専門職の方を選任したらよいかをご教示いただきたい。）

- ・専門職後見人の活動実績、行政からの相談窓口。
- ・効率的な親族調査の方法等。
- ・親族の同意書の有無による審判に要する期間の関連性。
- ・親族等による申立の確認方法。意思確認の通知の例文等がほしい。
- ・親族が申し立てについてかかわりたくない場合の事務処理について。
- ・申立に関する判定会議や事務負担等、手続きに関する調整や役割分担を明確化すること。
- ・申立書類作成の委託をした方が早いのか、職員が作成した方が早いのか、判断がつかない。
- ・他自治体の成年後見制度利用に対する支援の取り組みや体制。
- ・他区市町村の事業実施状況。
- ・首長申し立てを積極的に実施している区市町村の成年後見制度に対する考えや予算措置、そして具体的にどのように検討から申し立て・選任後の支援までいかなる関係者で行っているか、また首長申し立てを積極的にすることでトラブルになった例はあるか等。
- ・後見開始等の申し立て時に、課題としてあがったものが、後見人選任後、区への報告義務がないため、どう処理されたのか把握できないことが多い。
- ・医師の理解を進めるための動き。あるのかないのか、あるのならどこがどのように進めているのか。地域間格差を埋めるための、データや動き。

◎自由記載欄（記載事項をそのまま記載）（但し、市民後見人関係を除く）

- ・家庭裁判所の管轄により、申立書式に相違がある。統一してもらえないかと思っている。
- ・家裁への申立手続などについて、情報提供して欲しい。（データなどは都で確認できるが、実際の手続などについてはわからない点が多いため。）
- ・報酬助成については、区長申し立てに限られないよう要綱を改訂することを検討、申立費用についても検討していく。後見申し立て時に後見人候補者をたてなくても良いのか。
- ・社協に後見の相談に来た人のほとんどが、費用面と手続の難しさから結局申し立てを断念している状況である。生活保護対象者については、ケースワーカーが付いていることもあり、現場で成年後見制度利用の必要性が顕在化しないことも、後見申し立てが少ない理由となっていると思われる。
- ・成年後見制度もさることながら、一人身で親族のない方の施設入所などで、「身元引受人」を設けなくてもいいよう、貴法人からも国へ働きかけていただきたいです。
- ・補助・保佐類型は本人申し立てできるから、首長申し立ては基本行わないと言わ

れている。しかし様々な事由で本人申立てが不可能であり、それでも権利を守らなければならない事例がある。遅々として進まないことにジレンマを感じている。

- 市民等からの寄付金をもとに、権利擁護基金を設置し、成年後見の報酬助成の財源にしている。
- 生活保護受給者には、扶助費の中に後見人への報酬を拡大してほしい。たとえば「後見扶助」を新たに創設する、または生活扶助の算定基準に後見人報酬を加えるなど。そのためにも、家裁は、報酬計算や基準額を全国統一で、明確にするべきでしょう。

また、申立書の様式及び添付書類も家裁の統一化を強く望みます。相談を受けている側としては、現在のままでは、不便です。

「公益信託 成年後見助成基金」が枯渇している状況に、市として責任の一端を感じます。依存してはいけないと思いますが、門戸が広く現実としてありがたいシステムです。PR して、寄付を大体的に募ってはいかがでしょうか。

以上